平成２３年（フ）第２７９６号
福岡県糟屋郡篠栗町大字内住3658番地１
債務者　藤野　芳子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８６８号
福岡県太宰府市吉松１丁目18番24―202号第２ヴィラソール水城
債務者　大竹基蓮こと　朴　　基蓮
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２８６９号
福岡県太宰府市吉松１丁目18番24―202号第２ヴィラソール水城
債務者　大竹東訓こと　李　　東訓
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６１４号
福岡市博多区相生町３丁目２番６―406号
債務者　藤富　一久
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７８３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋127番地７ヴェルディ坪見Ａ―106号
債務者　田中　浩志（旧姓山本）
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８５１号
福岡県糸島市志摩師吉253番地24
債務者　坂本　千鶴（旧姓上田）
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９２１号
福岡市中央区清川２丁目２番23―208号
債務者　森　　浩子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９６２号
福岡市東区塩浜１丁目10番12―303号
債務者　井上　精智
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９８９号
福岡市東区箱崎１丁目９番16号
債務者　樋口　百人
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９９４号
福岡県古賀市小竹833番地10
債務者　釜　　純子
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第９９８号
福岡市南区桧原３丁目14番19―203号
債務者　野中　香織（旧姓岩下）
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１００４号
福岡市東区八田４丁目８番10―701号
債務者　中山　佳子
１　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０２８号
福岡市南区若久５丁目３番１号
債務者　谷口　幸治
１　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０３４号
福岡市博多区板付７丁目１番５―802号
債務者　中内　幸枝
１　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０４５号
福岡市博多区諸岡５丁目24番12―405号
債務者　和氣小百合
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０５２号
福岡市城南区別府１丁目16番19―102号
債務者　江島　紀惠（旧姓池田）
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０７２号
福岡市南区横手２丁目23番３―102号
債務者　勝木　智仁
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０７８号
福岡市早良区室住団地58番401号
債務者　江原　　満
１　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部